

添付8 中長期計画、数値目標、ISO50001の認定書及びエネルギーマネジメント行動計画の写し

実施計画書「1-1.申請総括表」で中長期計画等記載事業、または省エネルギー数値目標の公表、またはISO50001取得事業者を「該当」とした場合は、該当するそれぞれの書類を提出してください。

中長期計画

- ・「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場事業場」と「中小企業に該当しない会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社（みなし大企業を含む））」は、エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の中長期計画等に記載されている事業であること。
- ・中小企業者等で1,500kl未満の工場・事業場の場合、中長期計画等に記載されている事業については、評価の対象となります。
- ・特定事業者、特定連鎖化事業者は、「省エネ法の中長期計画書」を提出してください。上記以外の事業者は、SII提供の様式（次ページ参照）にて中長期計画書を作成し、提出してください。
- ・本補助金で申請する導入設備、実施場所、実施時期と中長期計画書の記載内容が合致することが必須となります。
- ・本事業に該当する導入設備、実施場所、実施場所の項目にマーキングをしてください。
- ・（イ）ピーク対策事業の申請で中長期計画を提出する場合は、SIIにお問い合わせください。

省エネ法の中長期計画書2枚目のサンプル

II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

内容	該当する工場等	実施時期	エネルギー使用合理化期待効果 (原油換算kl/年)
高効率ポンプ導入	〇〇工場	平成29年度	〇〇 [KL/年]
コンプレッサー導入工事	〇〇工場	平成29年度	〇〇 [KL/年]
コジェネ設置によるエネルギー削減	〇〇工場	平成29年度	—

本事業に該当する箇所にマーキング

添付8 中長期計画、数値目標、ISO50001の認定書及び エネルギーマネジメント行動計画の写し

実施計画書「1-1.申請総括表」で中長期計画等記載事業、または省エネルギー数値目標の公表、またはISO50001取得事業者を「該当」とした場合は、該当するそれぞれの書類を提出してください。

数値目標

・自社で省エネの数値目標が設定されており、公表している場合、資料を添付してください。

ISO50001

- ・自社でISO50001を取得している場合、認定書のコピーを添付してください。
- ・有効期限が切れていないものを有効とします。